

イベントで飲食物を調理し提供する際の営業許可が必要となる日数の変更について

イベントにおいて、一時的に施設を設け、飲食物を調理し提供する行為については、原則、食品衛生法に基づく営業許可が必要である。

しかし、反復継続しないなど「業」として行わないものは、同法の営業に当たらないとされており、県では年1回1日以内の行為については、許可不要として取り扱っているが、保健所窓口等では許可不要の取扱いが他都道府県等と比べ厳しいとの声がある。

現行の取扱いは、30年以上前に定められたものであるとともに、改正食品衛生法の施行によるHACCPに沿った衛生管理の制度化、衛生設備の充実、事前の開催届出に基づく衛生指導等により、衛生水準の確保に支障はないと考えられるため、その取扱いについて以下のとおり変更する。

1 変更内容（案）

	営業許可が必要となる日数	備考
現 行	連続して2日以上又は年2回以上	年1回1日以内は許可不要
変更後	連続して4日以上又は年2回以上	年1回3日以内は許可不要

2 変更理由

（1）現行の運用

- ・イベントで飲食物を調理し提供する行為について、食品衛生法に基づく営業許可が必要な「業」であるか否かは、地域の実情に応じて自治体ごとに判断できる仕組みとされており、県では、年1回1日以内の行為については、「業」の判断要件である「反復継続」に該当しないとし、許可不要として取り扱っている。
- ・また、許可の要否に関係なく、イベント主催者に事前の開催届を提出させ、不適切な食品の提供はないかなどの衛生指導を実施している。

（2）状況の変化

- ・当該取扱いは30年以上前から変わっておらず、令和3年の改正食品衛生法の施行によるHACCPに沿った衛生管理の制度化や、イベント会場において流水式の手洗い設備等衛生的な設備が設置されるなど衛生水準も向上している。
- ・また、当該取扱いを定めた当時とは、週休2日制導入や祝日の一部を月曜日に移動させるいわゆる「ハッピーマンデー」など社会状況も変わり、地域の交流や活性化等を目的とした地域行事においても、土日の2日間や祝日を含めた3日間で開催される例が増えており、イベントの開催スタイルも大きく変化している。
- ・さらに、他の都道府県に聞き取りを行ったところ、許可を不要とする日数を規定している都道府県の中では、1回に連続する日数は3日以内としている府県が多く、当県は最も短い日数であった。

（3）対応方針

以上のように、衛生水準の向上、社会情勢の変化及び他都道府県の状況を踏まえるとともに、許可不要のイベントについても事前の開催届により衛生指導を実施していること等を総合的に判断し、許可不要の要件を「年1回3日以内」とすることが適当と考えられる。

3 改正スケジュール

令和7年	1月～2月	関係規定の改正作業
	3月	関係主催者等に対しての周知
	4月	新たな取扱いの開始